

## 議案第62号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山自然歴史館）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立大山自然歴史館
- 2 指 定 管 理 者 西伯郡大山町大山39番地5  
一般社団法人大山観光局  
代表理事 足 立 敏 雄
- 3 指 定 の 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 理 由 大山自然歴史館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人大山観光局を指定管理者として指定しようとするものである。